

がけ崩れ危険住宅移転促進事業実施要領

(趣 旨)

第1 この要領は、がけ崩れ危険住宅移転促進事業補助金交付要綱（平成18年3月20日砂第234号。以下「交付要綱」という。）に基づく補助金の交付に必要な事項及びがけ崩れ危険住宅移転促進事業（以下「移転促進事業」という。）の実施に必要な事項を定めるものとする。

(事業承認申請)

第2 補助金の交付を受けようとする者は、がけ崩れ危険住宅移転促進事業承認申請書（様式第1号）、がけ崩れ危険住宅移転促進事業移転計画書（様式第2号）及びがけ崩れ危険住宅移転促進事業収支予算書（様式第3号）に関係書類を添付して、原則として当該年度の6月末日までに、当該者の住所地を所管する広域振興局又は地方振興局長（以下「局長」という。）に申請するものとする。

(事業承認)

第3 局長は、第2の申請を受理し、適当であると認めるときは、がけ崩れ危険住宅移転促進事業（変更・廃止）申請報告書（様式第4号）により、県土整備部長に報告するものとする。

2 県土整備部長は、がけ地近接等危険住宅移転事業の補助金交付決定がなされたときは、がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付決定報告書（様式第5号）により局長に報告するものとする。

3 局長は前項の報告がなされたときは、移転促進事業を承認し、がけ崩れ危険住宅移転促進事業（変更・廃止）承認（不承認）通知書（様式第6号）により、補助金の交付を受けようとする者に通知するものとする。

(事業不承認)

第4 局長は、第2の申請があったものについて、承認することが適当でないとき、がけ崩れ危険住宅移転促進事業（変更・中止）承認（不承認）通知書により、補助金の交付を受けようとする者に通知するものとする。

(事業承認の変更等)

第5 第3で移転促進事業の承認をうけた者（以下「事業者」という。）は、移転促進事業の内容に変更が生じた場合又は移転促進事業を中止する場合は、速やかにがけ崩れ危険住宅移転促進事業変更（中止）承認申請書（様式第7号）に関係書類を添付して、局長に申請するものとする。

2 局長は、前項の申請があったときは、第3（移転促進事業を中止する場合は、同第2項を除く。）及び第4に準じて処理するものとする。

（事業承認の取消し）

第6 局長は、事業者が次の各号に該当する場合は、移転促進事業の承認を取り消すことができるものとする。

- (1) 虚偽の申請その他不正な行為があったとき
- (2) その他局長が必要と判断したとき

2 局長は、前項により移転促進事業の承認を取り消したときは、がけ崩れ危険住宅移転促進事業取消通知書（様式第8号）により、事業者へ通知するものとする。

3 局長は、第1項により移転促進事業の承認を取り消したときは、がけ崩れ危険住宅移転促進事業取消報告書（様式第9号）により、県土整備部長へ報告するものとする。

（完了の届出）

第7 事業者は、移転促進事業がすべて完了したときは、がけ崩れ危険住宅移転促進事業完了届出書（様式第10号）に関係書類を添付して局長へ届け出るものとする。

2 局長は、前項の届出を受理し、適当であると認めるときは、がけ崩れ危険住宅移転促進事業完了届出報告書（様式第11号）により、県土整備部長へ報告するものとする。

3 県土整備部長は、前項の報告を受けたときは、がけ崩れ危険住宅移転促進事業補助金予定額通知書（様式第12号）により、補助金の予定額を局長へ通知するものとする。

（補助金の交付予定の通知）

第8 局長は、第7第3項の通知を受けたときは、がけ崩れ危険住宅移転促進事業補助金交付予定通知書（様式第13号）により、補助金を交付する予定である旨を事業者へ通知するものとする。

（補助金の交付申請）

第9 事業者は、第8の通知を受けたときは、当該年度の3月末日までに、がけ崩れ危険住宅移転促進事業補助金交付申請書（交付要綱様式第1号）により、補助金の交付を局長へ申請するものとする。

（完了検査日）

第10 局長は、第9の申請を受理し、適当と認められるときは、受理した日から2週間以内がけ崩れ危険住宅移転促進事業完了検査日通知書（様式第14号）により、完了検査日を事業者へ通知し、完了検査を実施するものとする。

(補助金交付決定の通知)

- 第11 局長は、完了検査を実施し、適当と認めるときは、がけ崩れ危険住宅移転促進事業完了検査実施報告書(様式第15号)により、県土整備部長に報告するものとする。
- 2 県土整備部長は、前項の報告を受けたときは、局長に予算を令達するものとする。
- 3 局長は、前項の令達を受けたときは、補助金の額を決定し、がけ崩れ危険住宅移転促進事業補助金交付決定通知書(様式第16号)により、事業者へ通知するものとする。

(補助金の請求)

- 第12 事業者は、第11第3項の通知書の条件に定められた期日までに、がけ崩れ危険住宅移転促進事業補助金交付請求書(交付要綱様式第2号)を局長へ提出するものとする。

(補助金の交付)

- 第13 局長は、第12の請求書を受領し、適当と認めるときは、40日以内に事業者へ補助金を交付するものとする。

(報告、調査及び指示)

- 第14 局長は、補助金の交付に関し必要と認める場合は、事業者に対し報告を求め、補助金に係る関係書類その他必要な物件を調査し、又は必要な事項を指示することができる。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。